平成２３年（フ）第１９５号
群馬県高崎市浜尻町753番地４
債務者　柳澤　厚子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３１８号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目11番地２
債務者　淺野　有巳
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３３４号
埼玉県川越市東田町16番地５　双美館407号室
債務者　木村　隆仁
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３５７号
埼玉県所沢市旭町12番７号　エクセレントつくし102
債務者　田口　隆行
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３６３号
埼玉県川越市霞ケ関東３丁目１番地14　内田ハイツ101号室、前住所埼玉県川越市大字笠幡2746番地９
債務者　荻野　朝子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３９８号
埼玉県所沢市小手指町３丁目32番地の３　プラザパビヨンＣ―101
債務者　清水　砂織
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２３４号
埼玉県東松山市大字石橋1591番地７　サンメゾン202号室
債務者　松田八重子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第６８号
岐阜県多治見市小田町２―22　グレースシラカワ901号、住民票上の住所岐阜県可児市皐ケ丘５丁目62番地
債務者　佐々　寿明
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２０７３号
堺市堺区出島町４丁４番25号
債務者　中谷刺繍商会こと　中谷　満雄
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
堺市南区三原台２丁６番１―905号
債務者　高尾　典克
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
大阪府富田林市若松町西１丁目1877番地１204
債務者　森口　敬子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３６５号
堺市中区深井清水町3918番地、前住所堺市中区深井畑山町2500番地　２―1101号
債務者　新井運送こと　新井　常裕
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
堺市中区深井清水町3918番地、前住所堺市中区深井畑山町2500番地　２―1101号
債務者　新井あゆみ
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４７６号
堺市西区浜寺石津町東２丁６番22号
債務者　田中　一美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５１９号
大阪府羽曳野市高鷲４丁目９番４―313号
債務者　谷口　朋尚
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５９４号
堺市西区鳳南町３丁301番地９　2903号
債務者　川口ゆかり（旧姓北田・中山）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６０５号
長崎県長崎市旭町15―36、住民票上の住所長崎県長崎市弁天町17番４号　ＶＩＬＬＡ173―202号
債務者　中村　利恵
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係